

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	引地地区	令和2年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後、中心経営体が引き受け可能な耕作面積と75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積を比較すると、同程度の面積であり、当面は担い手が確保されているが、将来的には担い手の確保が必要となる。取水施設や水路などの機能低下が進んでおり、水田耕作が困難な農地がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地域では、認定農業者はいないため、水田については、中規模経営農家を中心経営体に位置付け、農地の集約化を図る。
畑地においては、個人管理が基本であるが新規就農者を受け入れるなど、条件の良い果樹園の継承を図っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	森 晴夫	水稻	3.0 ha	水稻	6.0 ha	近隣集落
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1人		3.0 ha		6.0 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	高辻地区	令和 年 月 日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- 本地域では認定農業者1名水稻栽培を行っているが、規模拡大が困難なため、町外の農業法人に耕作を依頼している。農業法人も今後の規模拡大は困難としており、担い手の確保が必要。
- 農業者の高齢化により、農道・水路等の施設管理が困難になりつつある。
- 鳥獣被害が多発している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 認定農業者、農業法人への集約化を維持しつつ、入り作を希望する中心経営体の受け入れを促進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	北野 文夫	水稻	2.3 ha	水稻	2.3 ha	近隣集落
認農	(株)エイチアグリ	水稻	2.7 ha	水稻	2.7 ha	近隣集落
			ha		ha	
計	2人		5.0 ha		5.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	長江地区	令和2年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	61.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在、営農組合、個人担い手により農地の引き受けができていないが、営農組合構成員の高齢化・後継者不足が進んでおり、後継者の育成・確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 認定農業者5名、集落営農組織1組織を中心経営体と位置づける。
- 水稲栽培は認定農業者に、転作大豆は集落営農組織に農地を集約する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	長江土地利用組合	大豆	8.5 ha	大豆	8.5 ha	集落内
認農	音田 和彦	果樹・水稲	6.2 ha	果樹・水稲	6.2 ha	近隣集落内
認農	松本 秋文	果樹・水稲	3.4 ha	果樹・水稲	3.4 ha	近隣集落内
認農	前田 竹志	果樹・水稲	6.2 ha	果樹・水稲	6.2 ha	近隣集落内
認農	(株)ネクステファーム	野菜・水稲	0.7 ha	野菜・水稲	1 ha	近隣集落内
認農	(株)伊東農産	野菜・水稲	1.3 ha	野菜・水稲	3 ha	近隣集落内
			ha		ha	
計	6人		26.3 ha		28.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	別所地区	令和2年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	8.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域の経営体のほとんどが果樹中心の経営のため、水田の引き受けが困難であり、新たな農地の受け手を確保する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者1名、準認定農業者1名を中心経営体と位置づけているが、いずれも果樹中心の経営形態であり、水田の集約においては、地域外の担い手の受け入れを促進することで対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	河田 洋一	果樹・水稻	1.4 ha	果樹・水稻	1.4 ha	近隣集落
準認農	倉本 哲仁	果樹・水稻	1.8 ha	果樹・水稻	1.8 ha	近隣集落
			ha		ha	
計	2人		3.2 ha		3.2 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	北福地区	令和2年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- 鳥獣被害が増加しており、農道法面の崩壊や水路の閉塞が起きる。
- 農業者の減少により、将来的には農道・水路の維持管理が難しくなる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者1名、兼業農家1名を中心経営体に位置づけ、兼業農家に水田を集約していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	下田 健一	果樹・水稲	1.6 ha	果樹・水稲	1.6 ha	近隣集落
	池口 幸一	水稲	5.1 ha	水稲	6.1 ha	近隣集落
			ha		ha	
計	2人		6.7 ha		7.7 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	野花地区	令和2年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- 農業者の減少と高齢化により、農道・水路等の施設管理が困難になりつつある。
- 鳥獣被害により、農道法面の崩壊や水路の閉塞が多発している。
- 水田規模が小さく、農道も狭い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体として、認定農業者2名を位置付けているが、果樹中心の経営のため、水田を中心に新たな農地の受け手の確保が必要。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	長谷川 誠一	果樹・水稻	3.1 ha	果樹・水稻	3.1 ha	近隣集落
認農	山田 譲二	果樹	1.2 ha	果樹	1.2 ha	近隣集落
			ha		ha	
計	2人		4.3 ha		4.3 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	野方地区	令和2年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	8.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- 農地の引き受け手がおらず、新たな担い手の育成・確保が必要。
- 農道・水路の機能低下が進んでいる。
- 水田等の区画が小さく、所有農地が分散しているため作業効率が悪い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者1名、集落営農組織1名を中心経営体として位置付け、大豆転作については集落営農組織に集約していく。水稻については新たな入植希望者の受け入れを促進することで対応する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	野方営農組合	大豆	4.2 ha	大豆	4.2 ha	近隣集落
認農	佐々木 克己	果樹・水稻	2.1 ha	果樹・水稻	2.1 ha	近隣集落
			ha		ha	
計	2人		6.3 ha		6.3 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	藤津地区	令和2年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- イノシシ被害が増加しており、法面崩壊や水路の閉塞が度々起こる。
- 農業者の減少により、水路・農道などの維持活動への参加者が減少している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者2名、集落営農組織1組織を中心経営体として位置付け、耕作できない水田が発生した場合、中心経営体に集約していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	藤津営農組合	水稲	2.1 ha	水稲	3 ha	近隣集落
認農	(合)なかむら農場	水稲・果樹	1.8 ha	水稲・果樹	2 ha	町内
認農	山田 隆雄	果樹・水稲	0.7 ha	果樹・水稲	0.7 ha	近隣集落
計	3人		4.6 ha		5.7 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
湯梨浜町	長和田地区	令和2年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	48.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	30.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	9.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.2ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- 耕作困難な農地が発生した場合、集落営農組織が引き受けているが、集落営農組織の構成員も高齢化しており、後継者育成が必要。
- イノシシ被害が増加しており、法面崩壊や水路の閉塞が度々起こる。
- 農業者の減少により、水路・農道などの維持活動への参加者が減少している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者2名、集落営農組織1組織を中心経営体と位置づけ、集落営農組織を中心に農地の集約化を図る。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	神波 久雄	水稻・果樹	1.1 ha	水稻・果樹	1.1 ha	近隣集落
認農	前田 竹志	水稻・果樹	2.1 ha	水稻・果樹	2.1 ha	近隣集落
集	長和田営農組合	水稻・大豆	10.9 ha	水稻・大豆	15.1 ha	近隣集落
			ha		ha	
計	3人		14.1 ha		18.3 ha	

- 注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。